

要約

本稿では、特許法改正により、2002年9月から導入された先行技術文献情報開示制度により、特許出願時における発明者による先行技術文献の開示傾向がどのように変化し、それらが審査の手続きにどのような影響を及ぼしたのかについて実証的に分析を行い、その結果この制度が発明者により適切な引用を多く開示する動機を与えるものであったかについて検証した。

分析では、1991年から2008年までに出願された特許データベースを用い、制度が導入された2002年9月を境にこれ以前とこれ以後の出願について分割して、発明者引用数、登録確率、審査所要日数などの変数を被説明変数とした回帰分析等を行い、その傾向の変化、また、発明者引用と審査官引用に共通している引用を特定し、その割合を説明変数として用いることで、引用開示の質などを分析した。

その結果、先行技術文献情報開示制度が導入されたことにより、以下の3点が判明した。第1は、制度導入により、出願中の発明者引用件数は有意に増加した。第2は、発明者引用の増加分と同程度、発明者引用と審査官引用に共通する引用が増加し、審査官にとっても有用な発明者引用が増加した。第3に、発明者と審査官に共通する引用の増加は、審査効率の向上および審査期間の短縮効果をもたらすことが判明した。結果として、当該制度の導入により、質の高い特許の出願には、より多くの発明者引用が開示され、そのような出願に対する審査は迅速になされ、結果として出願人の利益に資するという好循環が生み出されたことが推定された。